

肝炎治療特別促進事業（埼玉県）

認定基準

**HBe抗原陽性でHBV-DNA陽性のB型慢性肝炎で
インターフェロン治療を行う予定、またはインターフェロン
治療実施中のもののうち、肝がんの合併のないもの**

**HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変で
インターフェロン治療を行う予定、またはインターフェロン
治療実施中のもののうち、肝がんの合併のないもの**

期 間 1年間、1人1回、7年間にわたって実施

医療機関 全ての医療機関を対象とし、
日本肝臓学会専門医の有無は問わない

専門医以外は医療研修会受講を条件化